

# 15 工業用水道事業

東京都の工業用水道事業は、地盤沈下を防止するための行政施策として計画・実施され、地下水の揚水規制に伴う代替水として工業用水の供給をしています。昭和39年8月に供給を開始する一方、地下水の揚水規制を強化するなどの対策の結果、昭和50年代以降地盤沈下は沈静化し、所期の目的を十分に達成しています。

また、昭和48年4月からは清掃工場等へ雑用水として、昭和51年12月からは集合住宅の水洗トイレ洗浄用水として供給しています。

工業用水道の需要は、工場の都外への移転や水使用の合理化などにより減少傾向が続いており、施設能力に大幅な余剰が生じるとともに、料金収入が年々減少しています。加えて、建設開始以来40年以上が経過した施設は、更新時期を迎え更新経費の増加が見込まれるため、経営は極めて厳しい状況になりました。

こうした状況を踏まえ、安定的に工業用水道事業を経営していくために経営改善計画を策定して、平成9年に2地区あった事業の統合や浄水施設の一元化を行い、平成12年に配水施設管理業務の委託、平成16年に徴収業務や給水装置業務を委託するなど、経営努力に取り組んできました。

また、平成10年度から平成17年度まで、国庫補助を利用した改築事業により、施設の更新を行いました。

平成18年に策定した行財政改革推進プログラムに基づき、地下水の揚水規制や需要の動向などを踏まえ、効率的な事業運営を推進しながら、工業用水道事業の廃止などを含めた抜本的な経営改革について、関係各局で検討を進めてきました。

その結果、都の工業用水道事業は、経営状況が厳しく、さらに配水管をはじめとした施設・設備の老朽化が進行し、大規模更新時期の到来が間近に迫る一方、お客さまの件数や使用水量は長期にわたり減少傾向にあり、今後も需要の増加が見通せないことから、令和5年(2023年)3月31日をもって事業を廃止することとなりました。

## 工業用水道のあらまし

(令和3年3月末現在)

給水区域	墨田区、江東区、北区、荒川区、板橋区、足立区、葛飾区及び江戸川区
水源	河川水
浄水場	三園浄水場
施設能力	175,000m <sup>3</sup> /日
供給状況	226件 20,502m <sup>3</sup> /日

注 雑用用途として、練馬区の一部にも供給しています。

## 供給状況

(令和3年3月末現在)

	件数(件)	基本水量(m <sup>3</sup> /日)
計	226	20,502
工業用水	84	10,524
雑用水	142	9,978
集合住宅	(50団地) (28,568戸)	(3,714)

注 ( )内は内数

## 水量料金

(平成9年5月分料金から適用)

水量料金表			
基本料率	第一種	1m <sup>3</sup> につき	29円
	第二種	1m <sup>3</sup> につき	64円
超過料率		1m <sup>3</sup> につき	158円

## 水量メータ料金

(1か月)

呼び径(mm)	料金(円)
25	384
40	576
50	2,304
75	2,688
100	3,072
150	4,992
200	6,720
250	7,680
300	9,600

## 料金計算式(1か月)

(令和元年11月分料金から適用)

$$\begin{aligned} & \{ (第一種基本料率 \times 第一種基本水量 \times 使用日数) \\ & + (第二種基本料率 \times 第二種基本水量 \times 使用日数) \\ & + (超過料率 \times 超過水量) + 水量メータ料金 \} \times 消費税率 \end{aligned}$$